

## 議案第7号

### 戸倉財産区管理会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

#### 提案理由

戸倉財産区管理会の委員の選任について、区域内の住民が選挙するとしているものを、区域内の自治会の意見を聴いて市長が選任する方法に改めるため、規定を整備する必要がある。

### 戸倉財産区管理会条例の一部を改正する条例

戸倉財産区管理会条例（平成7年あきる野市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（委員の選任）

第3条 委員は、戸倉財産区の区域内に3月以上住所を有する者であきる野市議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから、市長が選任する。

2 前項の規定による選任は、戸倉財産区の区域内の自治会の意見を聴いて行うものとする。

3 市長は、委員に欠員が生じたときは、前2項の規定に準じて後任者を選任する。ただし、当該後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条第2項ただし書中「委員会」を「管理会」に改める。

第10条中「あきる野市の議会」を「あきる野市議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。